

令和2年第1回安城市議会定例会

# 議案書

(令和2年3月18日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 4 1 号 議 案	令和元年度安城市一般会計補正予算（第5号）について	別冊
報 告 第 1 号	専決処分について（業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月18日提出

安城市長 神谷 学

## 業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額     | 金79,640円  |
| 2 事故内容      |   |
| (1) 発生日時    | 令和2年1月24日 午後2時30分頃  |
| (2) 発生場所    | 安城市桜井町地内  |
| (3) 経過      | 上記地内のさくら保育園において、保育時間中に園児が敷地の端から外の市道に向けて石を投げ、その石が市道を走行中の相手方車両に当たったもの |
| 3 相手方の損害の程度 | フロントガラスの損傷  |
| 4 過失割合      | 安城市100パーセント 相手方0パーセント   |

令和2年3月10日専決

安城市長 神谷 学